

昭和六十二年八月六日提出
質問第一二二号

光華寮裁判に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年八月六日

提出者 坂上富男

衆議院議長 原健三郎殿

光華寮裁判に関する質問主意書

現在、最高裁判所で、所謂光華寮裁判が係争中であるが、同裁判は「国の利害に係争中であるが、同裁判は「国の利害に関する法律」第四条の「国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟」に該当するもの」と思料されるが、その見解を問う。

該当するならばその理由を、該当しないならば同じくその理由を、できるだけ詳細に回答されたい。

右質問する。